

議案第 40 号

専決処分した事件の承認について

訴えの提起について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

専決処分書

専決第4号

専決処分書

訴えの提起について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年12月24日専決

亀山市長 櫻井 義之

亀山市は、所有権移転登記手続請求のため、次のとおり訴えを提起（和解を含む。）する。

- 1 被告となるべき者の住所及び氏名
四日市市南小松町1213番地
河建興業株式会社 代表取締役 河北光一
- 2 請求の趣旨
 - (1) 被告は原告に対し、別紙物件目録1ないし4記載の土地について、平成18年7月3日寄附を原因とする所有権移転登記手続をせよ。
 - (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。
- 3 訴訟遂行の方針
 - (1) 市法律顧問の弁護士楠井嘉行と、楠井法律事務所所属の弁護士西澤博、弁護士赤木邦男、弁護士小林明子、弁護士岸天聖、弁護士水谷昌人、弁護士田中友康及び弁護士山田瞳を訴訟代理人と定める。
 - (2) 第1審判決の結果、必要がある場合は控訴、上告する。

物 件 目 録

- | | | | |
|---|------------------|------------------|---|
| 1 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 龜山市住山町字下古野
5 2 番 4
山林
1 3 6 m ² |
| 2 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 龜山市住山町字下古野
5 2 番 6
山林
9 6 m ² |
| 3 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 龜山市住山町字葛城
5 9 番 2
雜種地
1 1 6 m ² |
| 4 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 龜山市住山町字葛城
5 9 番 4
雜種地
1 4 1 m ² |